

グレータールイビル日本語補習校父母会規約

第一章 総則

第一条 <名称、構成>

本会は、会名をグレータールイビル日本語学校父母会と称し、本校に在籍する児童生徒の父母会員により構成される。

第二条 <目的>

本会は、本校の円滑最善なる教育活動を支援し、且つ、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条 <運営>

本会に、父母会役員を置き会務にあたる。また、必要に応じて臨時父母総会を開催して必要事項を審議し決議する。

第四条 <会費>

本会は会員から納入される会費によって運営される。詳細については、別途細則に定める通りとする。一旦納入した会費は原則として返金されない。

第二章 父母会役員

第五条 <父母会役員>

- (1) 父母会役員は、家庭数に応じて適切な人数を父母会員から選出し、父母会を代表して、書記、会計、図書などの役割を担う。学校運営委員会の一員として学校運営に関わる審議に参加する。
- (2) 父母会役員は、父母総会にて承認される。任期はそれぞれ4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。
- (3) 運営委員長、校長、教師がいる世帯は、父母会役員を免除される。但し、役員候補者が他にいない場合を除く。

第六条 <役員会審議>

父母会役員は次の事項を審議し、父母総会へ審議案を提出する。

- (1) 父母会役員の選出
- (2) 本年度決算・次年度予算案
- (3) 行事予定
- (4) 父母会規約の改定案
- (5) その他必要事項

父母会役員は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 行事予定
- (2) 父母会費
- (3) その他必要事項

第七条 <役員会決議>

決議は出席者の過半数の同意を必要とする。同数の場合は父母会会計の決定に従う。

第三章 総会

第八条 <父母総会>

- (1) 父母総会は年度始め、年度末の開催を原則とするが、必要に応じて臨時総会を招集できる。
- (2) 総会の成立要件は、委任状を含めて全会員の2/3の出席を必要とする。
- (3) 臨時総会を開催する場合は3日前までに招集通知を行う。

第九条 <父母総会審議>

父母総会は次の事項を審議する。

- (1) 父母会役員の承認の可否
- (2) 本年度決算・次年度予算の承認の可否
- (3) 行事予定
- (4) 父母会規約の改定
- (5) その他必要事項

第十条 <総会決議>

決議は出席者の過半数の同意を必要とする。同数の場合は父母会会計の決定に従う。

第四章 細則

第十一条 <細則の改廃>

本会の運営に関する必要な細則は、規約の範囲内で役員会の審議、決議を経て制定及び改廃することができるものとする。また細則の制定、改廃が発生した場合は、都度会員へ通知し父母総会で改めて報告するものとする。

付則

本規約は1998年4月1日より発効する。

2002年4月13日改訂

2013年3月2日改訂

2014年6月7日改訂

2018年3月3日改訂

2021年3月13日改訂

2022年3月5日改訂

2025年3月1日改訂

2025年4月5日改訂(2025年3月1日父母総会での父母会長役職廃止に伴う規約変更:第二章第七条、第三章第十条)

グレータールイビル日本語補習校父母会細則

第一条<会費>

- (1)会費額は、原則次年度予算立案時に役員会で審議、決議し父母総会で報告する。
- (2)会員はその世帯毎に毎年4月と10月に会費を納入する。途中入学者は、その半期から納入する。
- (3)不測の事態への対応は役員会で審議、決議し、会員に通知する。

付則

本細則は2021年3月13日より発効する。

2022年3月5日改訂